

仕 様 書

1．件名 文化センター空調機薬品洗浄清掃

2．履行場所 府中市立文化センター 10施設

(白糸台・住吉・是政・紅葉丘・押立・四谷・西府・武蔵台・新町・片町文化センター。定期点検一覧のとおり。)

四谷文化センターは令和9年に移転予定のため令和10年度より実施(移転後の設置状況は、しゅん功図等により確認すること。)

3．業務内容

次のとおり、3か年度で文化センターの既存空調設備(室内機)460台の薬品洗浄を行う。

各年度の実施台数は、おおむね全体の3分の1(150台程度)を目安とする。

実施箇所は受託者が施設及び発注者と調整の上で定める。

(1) 作業場養生の後、室内機分解の上、分解部品各品を洗浄すること。

(2) 室内機熱交換機を薬品洗浄すること。

(3) 室外機、外板を清掃し、室外機熱交換器を薬品洗浄すること。

(4) 乾燥の上、組み立て、試運転調整すること。

(5) 型式、設置場所その他の記載と現況に相違がある場合は、報告書作成のうえ地域コミュニティ課へ連絡する。

成果品の提出

業務終了後、速やかに作業報告書及び作業状況並びに出来栄が確認できる写真データを提出すること。

室外機については外観点検を行い、汚れ等がある場合は清掃を行うこと。

4．その他

(1) 施工に伴う光熱水費の取扱い

ア 水道は利用できる(無償)。

イ 電気は利用できる(無償)。

施設の電気、水の利用にあたっては、事前に利用方法等について、施設長と協議のうえ確定する。

(2) 作業にあたって

ア 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び12月28日から翌年1月5日までの日は施工を行わない。

イ 利用者の安全及び施設運営への影響を考慮し、土曜日、休館日、利用者不在時間帯その他の実施可能な日時から、
受託者、所管課担当者及び施設長の協議により設定する。

ウ 使用する薬品については、事前に施設所管課担当者に提示し承諾を得てから施工すること。

エ 近隣住民に考慮し、機械使用時など、騒音を抑える配慮をすること。

オ 現場代理人及び作業員は腕章を付けること。

カ シンナー等は現場で保管せず、持ち帰って保管すること。

キ 使用車両は施設所管課担当者、または施設長が指定する場所に駐車するものとし、路上駐車は厳禁とする。

ク 敷地内での喫煙は厳禁とする。

ケ 養生、整理、清掃、後片付けは適宜行うこと。